

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名 **富山県** 市区町村名 **富山市**

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	2,443	219,180,812	94,023,448	840	41,222,503	23,404,669	3,843,000
道府県民税	2,443	219,180,812	62,682,792	840	41,222,503	15,603,376	2,562,118

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	179	10,079,276	558,132	288	102,671,550	3,489,821
道府県民税	178	10,029,276	370,169	288	102,671,550	2,326,550

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金		条例で定めるものに対する寄 附金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	106	22,672,428	4,716,533	79	12,731,189	67	6,706,753	71	3,234,486
道府県民税	106	22,672,428	3,143,404	79	12,731,189	67	6,706,753	71	3,234,486

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	3,016	354,604,066	102,787,934
道府県民税	3,015	354,554,066	68,522,915

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

2,171 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特例通知を受けとる側の事務負担軽減について配慮してほしい。具体的には①特例通知書に自治体コードの記入を義務付ける。カナ氏名、生年月日記入の徹底。②通知対象者が管轄区域内に住所を有しない場合は寄附先の自治体が責任をもって対象者と連絡をとる。③特例不適用対象者を減らすための周知を徹底する。（例：「特例申請をしておけば、確定申告をする際寄附金控除の申告は不要」「例年確定申告をしているのに、特例申請をしている」等の理解不足が生じないような工夫が不可欠。）④申告特例通知提出期限の厳守。（総務部局が通知送付担当のことが多いが、税務部局は繁忙期を迎えており、1日も早い書類整理が必要な点についてご理解いただきたい。）

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

・特例不適用通知を送ったところ、「寄附先の自治体から制度の説明を受けていない。」「適用要件がわかりづらい。」などの苦情が多数寄せられた。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

実績額が伸びていることは制度が広まっていることを示しているが、それと比例して返礼品競争が過熱しており、なかには返礼品を比較し寄附先を検討できるホームページも開設されるなど、返礼品があたかもカタログギフトのような様相を呈している現状を見ると、本来の「寄附」とは趣旨がかけ離れているように思われる。返礼品の取扱いについて通知が行われているところではあるが、あくまでも「寄附」とは対価を求めない無償の行為であることを省みる必要があると感じている。また、ワンストップ特例については「確定申告不要」という利便性ばかりが強調されがちであるが、適用要件や確定申告をする場合には寄附金控除の申告も必要なことについても、わかりやすく周知すべきであると考えられる。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名 富山県 市区町村名 高岡市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	811	152,608,853	29,270,429	297	13,777,505	3,652,238	1,164,330
道府県民税	811	152,608,853	19,513,794	297	13,777,505	2,435,334	776,262

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	96	9,253,920	543,716	92	2,919,800	164,149
道府県民税	96	9,253,920	362,478	99	3,161,300	118,533

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	44	12,452,700	3,404,346	32	10,076,000	30	779,000	22	1,597,700
道府県民税	44	12,574,300	2,274,432	32	10,076,000	30	779,000	26	1,719,300

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	1,043	177,235,273	33,382,640
道府県民税	1,050	177,598,373	22,269,237

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

749 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名

富山県

市区町村名

魚津市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	134	11,406,000	5,115,806	64	3,043,000	1,717,902	1,304,652
道府県民税	134	11,406,000	3,410,560	64	3,043,000	1,145,268	869,768

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	17	748,000	35,160	81	7,177,048	339,868
道府県民税	17	748,000	23,440	81	7,177,048	226,579

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	11	1,409,500	328,073	7	789,000	8	111,500	8	509,000
道府県民税	11	1,409,500	218,715	7	789,000	8	111,500	8	509,000

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	243	20,740,548	5,818,987
道府県民税	243	20,690,548	3,879,294

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

144 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ワンストップ特例制度を申請しているのに寄附金控除なしとして確定申告をする人がいて、住民税額に反映されないケースが出てくる。申告をする際にはふるさと納税についても記入が必要ということをもっと周知してほしい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

寄附金額がいくらまでなら自己負担額が2,000円で済むのか、計算が複雑でよくわからない。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

居住地以外への寄付の増加が、居住地で納める住民税の減収につながる。
ふるさとでも、行ったこともない市町村にふるさと納税できるのはいかがなものかと思えます。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名 富山県 市区町村名 氷見市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	104	6,904,000	3,126,336	32	1,239,000	698,336	88,619
道府県民税	104	6,904,000	2,084,244	32	1,239,000	465,567	59,083

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	27	860,000	48,360	2	1,200,000	53,159
道府県民税	27	860,000	32,240	2	1,200,000	35,439

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	4	773,000	309,674	4	745,000	2	27,000	1	1,000
道府県民税	4	873,000	210,450	4	745,000	2	27,000	2	101,000

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	137	9,737,000	3,537,529
道府県民税	137	9,837,000	2,362,373

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

85 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

市町村が肩代わりしている所得税分をどうするか不透明な状況で制度が開始してしまっていることは問題である

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

制度説明がパンフレットを渡されただけであったため確定申告をした場合、必ず合わせて寄付金控除として申告が必要だとわからなかった

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

本来ふるさとを応援したいために寄付をするという制度にもかかわらず、過剰な返礼も見受けられ、過剰な返礼はお金（税）で買ったと同義になる。寄付金控除の自己負担相当額（2000円）の範囲内での特産品の宣伝を兼ねたものを返礼とするべきではないか。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名 **富山県** 市区町村名 **滑川市**

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するもの的人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数(人)	寄附金額(円)	控除額(円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数(人)	寄附金額(円)	控除額(円)	左のうち、申告特例控除額(円)
市町村民税	124	9,932,720	4,229,472	40	1,878,000	986,326	120,708
道府県民税	124	9,932,720	2,819,676	40	1,878,000	657,564	80,476

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数(人)	寄附金額(円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額(円)	控除額(円)
市町村民税	24	665,000	37,020	20	1,788,215	98,754
道府県民税	24	665,000	24,680	20	1,788,215	65,508

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	6	656,000	224,439	4	519,000	5	44,000	3	93,000
道府県民税	6	656,000	149,626	4	519,000	5	44,000	3	93,000

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	174	13,041,935	4,589,685
道府県民税	174	13,041,935	3,059,490

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

116 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

会社等で年末調整している人にとっては確定申告の時間や手間が省けてよいと思うが、所得税分の控除額が住民税額からの控除対象となることから、相当額の補てんについて検討していただきたい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

ワンストップ特例申請後、医療費控除のみ確定申告で追加したため特例無効となった給与所得者から、無効になるケースについて周知徹底すべきとの意見があった。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

納税額のほとんどが還元される上、複数の自治体に寄附している人は同じ寄附先（自治体）であるため、返礼品目当ての節税策として利用されているように感じる。その自治体のことを深く知り応援したいと思う人に、ふるさと納税を活用してもらいたいと思う。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名 富山県 市区町村名 黒部市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	207	17,497,000	6,990,909	61	2,941,000	1,660,591	236,777
道府県民税	207	17,497,000	4,660,628	61	2,941,000	1,107,060	157,852

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	45	1,285,936	69,891	39	6,952,964	412,560
道府県民税	45	1,285,936	46,594	39	6,952,964	275,041

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	3	1,115,000	344,119	2	1,035,000	2	60,000	2	20,000
道府県民税	3	1,115,000	229,413	2	1,035,000	2	60,000	2	20,000

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	294	26,850,900	7,817,479
道府県民税	294	26,850,900	5,211,676

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

149 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

- ・申告特例通知書の提出締切が給与支払報告書と同じで、かつ申告期間前である繁忙期に特例通知書の内容確認を行わなければならない、事務負担が大きかった。
- ・初年度なのに、課税事務に関わる具体的な取扱い方針などが示されておらず、戸惑ったケースが多々あった。（不適用通知の送付時期や通知文の内容等）

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

確定申告または住民税申告をするとワンストップ特例を受けられないこと、また申告義務がある方は特例を受けられないことを理解されていない方が多かった。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

何円寄附したらいくら税額控除になるか、いくらまでなら自己負担2,000円で済むのか等の問い合わせが増えている。住民税は翌年度課税であり、試算等に時間がとられ、事務に支障をきたしている。ふるさと納税の本来の趣旨に則り、返礼品目当てな損得によるものではなく、自治体を応援するための寄附であることより、自己責任で寄附してほしいと思う。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名 富山県 市区町村名 砺波市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	213	16,819,600	7,457,770	72	3,377,500	1,912,256	298,752
道府県民税	213	16,819,600	4,971,887	72	3,377,500	1,274,860	199,179

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	42	1,465,755	81,239	33	2,154,463	104,722
道府県民税	42	1,465,755	54,160	33	2,154,463	69,815

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	12	2,683,244	813,224	9	2,244,000	5	15,244	10	424,000
道府県民税	12	2,683,244	542,152	9	2,244,000	5	15,244	10	424,000

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	300	23,123,062	8,456,955
道府県民税	300	23,123,062	5,638,014

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

189 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

確定申告等を行う場合は、ワンストップ特例部分の寄附金について申告する必要があることを、寄附を受ける自治体が寄附者に十分に説明する必要がある。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

特になし。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

返礼品ばかりに注目が集まり、納税者の寄附行動には、「地元を元気にしたい」という意思よりも、「得をしたい」という欲求が働いているように感じる。自治体は商社ではない。返礼品に魅力のある自治体が、そうでない自治体の住民から寄附金を集めるという構図には、違和感を覚える。全国の自治体が返礼品の魅力を競うことを控えるとともに、それを助長する報道、広報等の活動も控えられるべきであると考えている。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名

富山県

市区町村名

小矢部市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	104	15,130,773	3,734,019	26	1,900,000	550,434	60,512
道府県民税	104	15,130,773	2,489,366	26	1,900,000	366,964	40,345

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	31	2,075,500	107,383	30	2,025,500	120,993
道府県民税	31	2,075,500	71,589	30	2,025,500	80,663

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金		条例で定めるものに対する寄 附金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	4	294,300	53,709	3	80,000	2	201,500	3	12,800
道府県民税	4	294,300	35,807	3	80,000	2	201,500	3	12,800

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	169	19,526,073	4,016,104
道府県民税	169	19,526,073	2,677,425

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

53 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

確定申告をした場合、ワンストップ特例が適用されないことについて、納税義務者に更正の請求の手続きを促す等の事務負担が発生している。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

当市では、平成28年度の税額控除額について、前年度から5倍以上の増額となっている。居住地に納める税額が他地域に流れることは、住民税の本質から離れるところがある。しかし地域の特産品を生かした返礼品等地域の活性化というメリットもあるのではないかと。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名

富山県

市区町村名

南砺市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	119	23,375,000	3,268,069	38	1,851,000	1,019,665	161,060
道府県民税	119	23,375,000	2,178,735	38	1,851,000	679,787	107,378

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	18	862,500	30,750	54	1,334,316	58,903
道府県民税	18	862,500	20,500	54	1,334,316	39,269

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金		条例で定めるものに対する寄 附金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	3	106,100	42,391	2	80,000	1	10,000	3	16,100
道府県民税	3	106,100	28,261	2	80,000	1	10,000	3	16,100

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	194	25,677,916	3,400,113
道府県民税	194	25,677,916	2,266,765

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

101 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特例通知の期限が1月末と定められているが、2週間以上遅れて提出した自治体や、納税義務者の問い合わせにより当市より催促した事もあった。特例通知の期限厳守をお願いしたい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

本来国税にて負担する申告特例控除額を、交付税措置等により補てんされることをお願いしたい。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名 富山県 市区町村名 射水市

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	456	32,592,173	14,430,808	158	6,376,000	3,581,011	481,348
道府県民税	456	32,592,173	9,620,640	158	6,376,000	2,387,392	320,916

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	40	1,346,000	75,960	52	5,220,600	285,096
道府県民税	40	1,346,000	50,640	52	5,220,600	190,064

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	10	502,809	138,134	8	253,218	6	88,591	6	161,000
道府県民税	10	502,809	92,090	8	253,218	6	88,591	6	161,000

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	558	39,661,582	14,929,998
道府県民税	558	39,661,582	9,953,434

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

372 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

なし

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

なし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

なし

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名

富山県

市区町村名

舟橋村

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	14	1,958,600	856,451	5	376,000	219,494	37,224
道府県民税	14	1,958,600	570,969	5	376,000	146,331	24,817

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	5	160,450	9,027	3	736,000	43,800
道府県民税	5	160,450	6,018	4	786,000	31,120

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金		条例で定めるものに対する寄 附金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	1	31,000	13,430	1	30,000	1	1,000	0	0
道府県民税	1	31,000	8,953	1	30,000	1	1,000	0	0

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	23	2,886,050	922,708
道府県民税	24	2,936,050	617,060

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

14 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

給与所得者がふるさと納税ワンストップ特例申請後に確定申告が必要になった場合に、ワンストップ特例分の寄附金税額控除を申告する必要があるが、申告されないケースがあるので、周知を徹底してほしい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

該当なし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

該当なし

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名 富山県 市区町村名 上市町

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	65	3,890,296	1,560,951	30	1,435,000	777,928	94,857
道府県民税	65	3,890,296	1,040,649	30	1,435,000	518,626	63,241

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	13	350,000	16,380	32	2,461,500	96,660
道府県民税	13	350,000	10,920	32	2,461,500	64,440

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	3	313,500	65,367	1	100,000	2	11,000	3	202,500
道府県民税	3	313,500	43,578	1	100,000	2	11,000	3	202,500

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	113	7,015,296	1,739,358
道府県民税	113	7,015,296	1,159,587

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

62 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

確定申告をする場合はワンストップ特例が適用されなくなるということを知らない人が多かった。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名 富山県 市区町村名 立山町

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	77	10,927,000	4,012,805	31	1,150,000	651,699	86,789
道府県民税	77	10,927,000	2,675,213	31	1,150,000	434,476	57,863

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	17	612,100	90,054	26	8,787,800	637,617
道府県民税	17	612,100	60,036	28	8,853,800	425,078

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	3	626,600	157,839	3	410,000	1	1,600	3	215,000
道府県民税	3	626,600	105,226	3	410,000	1	1,600	3	215,000

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	123	20,953,500	4,898,315
道府県民税	125	21,019,500	3,265,553

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

73 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名 富山県 市区町村名 入善町

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	54	3,195,000	1,414,772	13	560,000	311,965	50,798
道府県民税	54	3,195,000	943,191	13	560,000	207,981	33,867

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	39	863,500	45,630	25	2,209,000	129,540
道府県民税	39	863,500	30,420	25	2,209,000	86,360

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金		条例で定めるものに対する寄 附金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	2	275,000	25,930	1	35,000	2	40,000	1	200,000
道府県民税	2	275,000	17,287	1	35,000	2	40,000	1	200,000

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	120	6,542,500	1,615,872
道府県民税	120	6,542,500	1,077,258

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

33 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

【以上】

ふるさと納税現況調査（調査票B） 【回答期日：平成28年6月30日】

都道府県名 **富山県** 市区町村名 **朝日町**

< I . ふるさと納税に係る控除額等 >

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、平成28年6月1日時点で把握している数値を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1) 「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの（ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分）」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2) 「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの（共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金）」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの（条例で定めるものに対する寄附金）」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4) 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

○平成28年度の寄附金税額控除の適用状況

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
				人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	36	3,105,000	1,126,158	5	205,000	109,751	13,252
道府県民税	36	3,105,000	815,113	5	205,000	73,169	8,835

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)			地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	15	677,000	38,820	9	460,000	24,240
道府県民税	15	677,000	25,880	9	460,000	16,160

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金		条例で定めるものに対する寄 附金	
				人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	2	226,000	20,835	1	20,000	2	196,000	1	10,000
道府県民税	2	226,000	13,890	1	20,000	2	196,000	1	10,000

区分	合計		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	62	4,468,000	1,210,053
道府県民税	62	4,468,000	871,043

<Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度>

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者（ふるさと納税ワンストップ特例の適用者）に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

18 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

・ワンストップ特例制度を利用しているにもかかわらず、確定申告をされる方がいた。中には、特例制度を受けているということで、申告時にふるさと寄附金を申し出せず、控除を受けることができない方もいた。特例制度の具体的な内容についてさらなる周知が必要だと感じた。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民（寄附金税額控除を受けようとする納税義務者）から寄せられたご意見やご要望などを記入してください（複数回答可）。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

【以上】